平成２２年（再イ）第４０号
長崎県佐世保市田原町16番52号　フロムファーストビル304
再生債務者　佐々木弘敏
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月28日まで
平成23年３月29日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２２年（再イ）第１００号
広島県東広島市黒瀬町国近533番地24
再生債務者　林　　稔
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月27日まで
平成23年３月30日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２２年（再イ）第３９号
奈良市南永井町乙119番地の８
再生債務者　秋田　照夫
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成22年12月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。
平成23年３月30日　奈良地方裁判所

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第８１４号
札幌市東区北５条東12丁目16番地３　パシフィック北五条719号
再生債務者　木村　善隆
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年３月30日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第２号
兵庫県加古川市平岡町土山60番地の２リベール土山Ⅰ―206号
再生債務者　笹木　邦彦
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月９日から平成23年５月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再ロ）第２３号
大阪市平野区平野元町１番12号
再生債務者　斉野　慎司
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月26日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月２日から平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第３号
福井県坂井市春江町西太郎丸第18号57番地11
再生債務者　蛇**澤**　陸信
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前９時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月２日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月11日から平成23年５月19日まで
福井地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第４０号
横浜市戸塚区吉田町1623番地15　１―707号
再生債務者　佐方　清記
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年４月13日まで
平成23年３月30日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第４３号
宮城県塩竈市後楽町14番28号
再生債務者　粟野　秀俊
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年４月19日まで
平成23年３月29日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第１２号
秋田市新屋寿町４番27号
再生債務者　長内　俊憲
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年４月20日まで
平成23年３月30日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第１０８号
大阪市此花区高見１丁目７番16―807号
再生債務者　村田　達哉
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年４月26日まで
平成23年３月29日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第４号
埼玉県春日部市千間１丁目407番地スカイハウスⅢ―103号、旧住所埼玉県春日部市上蛭田135番地１ライフピア豊春701
再生債務者　會田　恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月29日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２２年（再ロ）第３号
岩手県西磐井郡平泉町長島字滝の沢122番地
再生債務者　千葉　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月30日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（再ロ）第１０００８号
東京都日野市平山５丁目27番地の３
再生債務者　長沼　永子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月30日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（再ロ）第７号
熊本市南町３番７号
再生債務者　大塚　善治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月29日
熊本地方裁判所民事第１部

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づき、次のとおり公告します。
1．企業年金基金の名称　西京銀行企業年金基金
2．事務所の所在地　山口県周南市平和通一丁目10―２
3．実施事業所の名称及び所在地　株式会社西京銀行　山口県周南市平和通一丁目10―２
4．解散の理由　確定給付企業年金法第81条第３項の規定による。
5．解散の認可があったものとみなされた年月日
平成23年４月１日
平成 23 年４月７日
山口県周南市平和通一丁目10―２
西京銀行企業年金基金
理事長　山岡　靖幸

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づき、次のとおり公告します。
1．清算人氏名　河村　　稔
2．住所　山口県熊毛郡平生町平生村356―１
平成 23 年４月７日　西京銀行企業年金基金
理事長　山岡　靖幸